



かしはら

# 市議会だより

第186号  
平成25年9月号

発行・橿原市議会 編集・議会運営委員会 平成25年9月1日 〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号 TEL22-4001  
URL <http://www.city.kashihara.nara.jp/gikai/gikai> E-mail [gikai@city.kashihara.nara.jp](mailto:gikai@city.kashihara.nara.jp)



でんあす かいたまきのみやあと  
(上) 伝飛鳥板蓋宮跡  
さかふねいし  
(下) 酒船石遺跡

『飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群』構成資産…  
世界遺産暫定リスト登載

## もくじ Contents

◎平成25年6月定例会で決まったこと	p2
◎同意 意見書	p3
◎一般質問	p4
◎議員活動状況、行政視察受入	p17
◎議会改革の取り組み	p18

# 6月定例会 榎原市税条例の一部改正など 15議案を可決

平成25年6月定例会は6月7日に招集され、21日までの15日間の会期で開催しました。  
本定例会では、条例改正等3件、その他の案件10件、承認3件、同意1件、意見書2件の議案の審議と報告4件を行いました。  
なお、一般質問は、6月17日と18日の両日に行われ、8議員から市政全般にわたり質問がありました。

## 条例案件

### 榎原市税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の特例の割合の引き下げ、住宅借入金等特別税額控除について適用期限を4年間延長して平成29年末までとする等、所要の改正を行うもの。

### 榎原市国民健康保険税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移した者と同一の世帯に属する世帯の国民健康保険税について、新たに移行後6年目から8年目までの間においても軽減措置を講じる等、所要の改正を行うもの。

### 榎原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

本市水道事業について、地方公営企業法第7条ただし書の規定に基づき管理者の設置を廃し、その権限を市長が行うよう改めるもの。

## その他の案件

### 工事請負契約の締結（仮称） 榎原市子ども総合支援センター大規模改修工事

（仮称）榎原市子ども総合支援センター大規模改修工事について、2億4,153万3,600円で株式会社平成建設・株式会社松村組特定建設工事共同企業体と契約を締結するもの。

### 工事請負契約の締結（仮称） 第4こども園大規模改修工事

（仮称）第4こども園大規模改修工事について、2億9,846万7,750円で山崎工業株式会社・日伸建設株式会社特定建設工事共同企業体と契約を締結するもの。

### 工事請負契約の締結（仮称） 第5こども園大規模改修・増築工事

（仮称）第5こども園大規模改修・増築工事について、3億6,470万9,310円で八房建設株式会社・株式会社森本組特定建設工事共同企業体と契約を締結するもの。

### 訴えの提起（3件）

差押債権を取立てるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

### 奈良県広域消防組合の設立

消防事務を処理する一部事務組合を設立することに関し、構成市町村との協議について、議会の議決を求めるもの。

### 奈良県広域消防組合設立に伴う中和広域消防組合の解散

新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、中和広域消防組合の解散に関する構成市町村との協議について、議会の議決を求めるもの。

### 中和広域消防組合の解散に伴う財産処分

中和広域消防組合の解散に伴う財産処分に関する関係市町村との協議について、議会の議決を求めるもの。

### 市道路線の認定

小網町9号線の他8路線を市道として認定するもの。



## 承認

和解に関する専決処分の報告  
(2件)

平成25年度檀原市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)に関する専決処分の報告

## 報告

平成24年度檀原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

平成24年度檀原市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

平成24年度檀原市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告

平成24年度檀原市上水道事業会計予算繰越計算書の報告

## 討論

次の議案について討論が行われました。

### 檀原市税条例の一部改正

【反対】日本共産党

住宅ローン控除の最高額の引き上げにより、個人住民税から差し引くことができる最高額も引き上げられる。消費税の増税の激減緩和対策として、今回の減税枠は大きくなったが、一般的に住宅ローンの額は年収5倍までとされているため、高額なローンを借りている高額所得者ほど減税の恩恵を享受できるわけであり、消費税増税との差し引きでは、低所得者ほど損になるという指摘があるように、低所得者対策が不十分であるため、反対する。

### 工事請負契約の締結(仮称)第4こども園大規模改修工事

【反対】日本共産党

これは畷傍北幼稚園、大久保保育所を大規模改修する工事であるが、学校教育施設と児童福祉施設とは、もともと機能も役割も違い、別物である。現場での混乱やPTAの戸惑いをもたらしている。3歳児保育を推進し、市立の保育所を増設し、国の基準に甘んじ準ずることなく待機児

童をなくすことを提案して反対する。

### 工事請負契約の締結(仮称)第5こども園大規模改修・増築工事

【反対】日本共産党

保育所と幼稚園、この別物の機能を一緒にするというところは、PTAの活動や現場で、いろいろな戸惑いをもたらしている。本来、市立の保育所を増設し、国の規準に準ずることなく、待機児童をなくすというのが地方自治体の仕事である。もともと本来の歴史的なあり方、違いを認識するべきであり、今回約3億6千万円投じることに対し反対する。

### 奈良県広域消防組合の設立

【反対】日本共産党

平成33年度までに63名の人員を削減し、4億円の予算を削るということだけがはつきりしており、これは人員を減らして削減ありきの広域化と言える。奈良県の消防の充足率は63%にとどまっており、消防力強化を考えるならば、退職職員の補充は待ったなしの課題であるはずだが、職員の補充については不透明であ

る。住民の命を守り、減災、防災のまちづくりを目指すには、その中核を担う常備消防力を強化することにあり、職員体制を強化することにある。消防の広域化は、中長期的に見て、消防力の低下につながることから反対する。

### 奈良県広域消防組合設立に伴う中和広域消防組合の解散

【反対】日本共産党

消防力の低下につながることに加え、市町村の意見を反映する消防組合の議会議員が現在の17名から、4名に減らされる。さらに中和広域消防組合には5つの市町村があり、檀原市が必ず組合の議会議員に選出されるという保証はない。以上の点を指摘して反対する。

### 中和広域消防組合の解散に伴う財産処分

【反対】日本共産党

市民の税金で購入された貴重な財産を安易に奈良県広域消防組合に帰属させることに反対する。

### 人権擁護委員の委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員1人が、平成25年9月30日に任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、赤堀剛彦氏(小槻町 68歳)を推薦することに同意しました。

### 議員提出案件

## 意見書

今定例会には、意見書2件が議員から提出され、審議した結果、1件が可決され、1件が否決されました。

### 可決された意見書

◇「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

### 否決された意見書

◇日本国憲法第96条の改定に反対する意見書

# 一般質問

定例会では、提案された諸議案に関係なく、議員自身が議長に通告し、市長及び関係理事者に質問する日（一般質問日）を設けています。今定例会は、6月17日と18日に8人の議員が活発な質問を展開しました。

ここにその一部を掲載します。

詳細は、市議会ホームページでご覧いただけますので、是非ご利用ください。

## 会派名簿

**公明党（4名）**  
大北かずすけ・亀甲義明  
森下みや子・成谷文彦

**日本共産党（2名）**  
竹森 衛・西川正克

**至誠会（2名）**  
小川和俊・奥田 寛

**自民・真政会（4名）**  
細川佳秀・杉井康夫  
竹田きよし・榎本利明

**第16期新人議員の会（3名）**  
高橋圭一・宇佐美孝二  
廣井一隆

**政治会（4名）**  
たけだやすひこ・植田泰文  
松木雅徳・奥田英人

いずれの会派にも所属しない議員（5名）  
河合 正・榎尾幸雄  
松尾高英・大保由香子  
水本ひでこ  
（平成25年6月17日現在）

## 子ども子育て会議

**問** 国においては、子ども・子育て会議が実施されている。子ども・子育て支援法によりますと、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しているが、会議の設置について、計画及び方向性を聞きたい。

**答** 平成24年に子ども・子育て支援法等の関連3法が成立し、全市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられた。市町村は国が定める基本方針に則して5年を1期とし、同計画を定めることとされている。急速な少子化の進行、子ども・子育て支援が質、量ともに不足している。深刻な待機児童問題や子育ての孤立感と負担感の増加

等の課題の解決に向け、①質の高い幼児期の学校教育・保育の提供をするため、認定子ども園制度の改善、②保育の質的、量的拡充のため施設型給付認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び地域型保育給付、小規模保育、家庭的保育等への給付、児童手当の給付の充実、③地域の子ども・子育て支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の充実をさせたい。市町村が実施主体となり、平成27年4月に子ども・子育て支援制度がスタートする。子ども・子育て支援計画策定に当たり、子育て当事者等が参画・関与できる仕組みが必要となり、計画策定後に実施する事業を子育て当事者のニーズに則したものとし、効果的かつ

## 新しい子育て支援

**問** 結婚して子どもを産み、育てやすい環境を整えることが重要であると思うが、本市においての雇用拡大支援についてどのように考えているのか、市長に聞きたい。

**答** 本市施策にも、子育て支援施策を多く盛り込んでいます。また、企業誘致等も踏まえ、近い場所で女性が正社員として働きやすい、そういう環境づくりは、一番大事なことであり、本市のポテンシャルを、もっと伸ばせるような都市整備を続けていきたい。

**問** 子どもが欲しくても出産

や子育てにお金がかかりすぎることや、待機児童が解消されず、働きながら子育てのできる職場環境もないことを踏まえ、女性が社会進出するための環境整備についてどのように考えているか。

**答** 昨年度より県と連携して、子育てをしながら就職を目指す女性を対象とした、就職相談をナビプラザにおいて、毎月1回行っている。昨年度相談に来られた方々、18名のうち5名が就職された。また、県等の就労支援機関と連携をし、年2回イオンモール榎原での仕事フェアにおいても、小さなお子様を連れたい女性が気軽に相談できる場として、子育て女性就職コーナーを設け、ご利用いただいている。その他、榎原市ふるさとハローワークを市役所北館で開所し、利便性も向上して

いる。また、ハローワーク大和高田と協賛し、就職活動の進め方や履歴書の書き方、面接の仕方を学ぶマザーズセミナーも開催している。そして、子育て中の女性が就職を目指すためには、まず子どもの預け先が不可欠となる。このことから福祉部と連携を図り、このような講座の際に保育所入所等についての情報提供も行っている。

次に、仕事と子育ての両立支援を行っている事業所により、マザーズ就職面接会を開催した。また、就職のチャンスを広げるパソコン講座も開催している。今後も就業能力高上のための情報提供、能力開発、相談窓口の充実に取り組んでいきたい。



効率的に運用するため、国では子ども・子育て会議が設置され、基本指針等について議論されているところである。市町村においては地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務ではあるが、合議体の組織として位置づけられるものであり、今年度中の設置を検討している。

**問** 子ども・子育て会議に関して、今年度中の設置とはいづごろか。

**答** まずは条例化等の制定を目指し、9月議会を目的に制定をお願いするつもりである。

**問** 子ども支援法の制定により、全自治体が事業計画を策定しなければいけないが、策定に当たっては国の基本指針に基づいて子育て家庭の状況及びニーズの調査、把握が求められている。肝心なのは自治体独自の計画であり、現場や市民の声を的確に反映できるかどうかにかかっている。平成27年度からの本格施行に向けて事業計画を策定するためには、それに向けたニーズ調査を一日でも早くするのが妥当だと思われるが。

**答** 市民アンケートを本年度

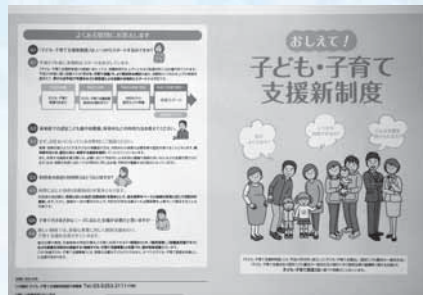
実施予定であり、この結果に基づき、来年の秋までに子ども・子育て支援実施計画を策定する予定である。

**問** このニーズ調査は本市独自のものか。それとも、国に則した形での調査か。

**答** 国のニーズの調査も含めた本市独自の形である。

**問** 新たな制度への円滑な移行を目指して、速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきではないかと思うが。

**答** そういう形で進めたい。



子ども・子育て支援新制度リーフレット

### 待機児童ゼロ対策

**問** 全国的に2年連続で待機児童は減少しているが、潜在的待機児童が数十万いると試算されている。本市の現状と

短期的な待機児童ゼロへの取り組みについて聞きたい。

**答** 保育所入所の希望者は年々増加している。国の待機児童の定義としては、「入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない者」となっている。他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合は待機児童には含まない。

本市もこの考え方にならっており、平成25年6月現在の待機児童数は14名である。毎月入所決定を行い、随時入所に結びつけるよう努力しているが、毎月一定数の解消はしているが、日々入所申し込みを受け付けている中で、新たな待機児童が発生している。

**問** 自治体により待機児童の定義のばらつきがあり、統計が実態を正しく反映していないという指摘もある。潜在的待機児童も含め、実態を調べるためには本市として待機児童の基本的な定義を広げる必要があるのではないか。

**答** 市においては、国の定義に則した形になっているが、子ども・子育て会議の中の支

援計画に基づき、国の動向が変わる可能性がある。その動向にのっとり、定義の変更にについては進めていきたい。

**問** 地域型保育給付制度の創設が注目されている。これは、認可基準に満たず国の十分な財政支援がなかった小規模保育や家庭的保育、保育ママ、事業所内保育等を支援する制度となっている。私立の認可保育園7園、そして認可外保育園4園の現状と、今後の財政支援に対する考え方は。

**答** 認可外保育所の補助については、職員の健康診断及び検便について衛生安全補助金を交付しており、また、入所児童に対しては、ぎょう虫検査を実施している。なお、今年度は、私立、認可外関係なく障がい児の受け入れをしていただいた場合に必要経費の補助をすることで、受け入れの促進と処遇の向上を図るよう進めていきたい。

**問** 人口減少が予想される中で、今後の幼稚園、保育所、子ども園のあり方の方向性を最後に市長に聞きたい。

**答** 人口減少の予測は出ているが、今の本市の人口を減らさないように、様々な施策を

実施している。結果がすぐ出るわけではないが、今できる努力、そして将来に向かって、本市のまちづくりの中で子どもたちが育っていける施策をしっかりと採っていきたい。

財政状態を見ながらではあるが、今年度予算では、子育て施策を一番多く取っている。この気持ちは、将来に向かつての力強い我々からのエールと考えていただきたい。

一般質問  
松木 雅徳  
(政委会)

防 災

**問** 南海トラフの巨大地震が想定される中、緊急時のための物資の備蓄の進捗状況は。

**答** 災害時に備えて市民には平常時から最低3日分の食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄をお願いしている。また、被災者救援のための必要物資を供給できるよう、公的

備蓄を進めている。現在、応急食料として、運動公園備蓄倉庫等でクラッカー約1万3、

倉庫等でクラッカー約1万3、



740食、アルファ一米約1万9,500食、救護用毛布約9,230枚、応急給水用飲料水袋約2,700枚、応急対策用ビニールシート約1,125枚、組み立て式トイレ10基等のほかに発電機52台、投光器44基等の防災資機材を備えており、今後も必要数の備蓄を年次的に進めていく。避難生活における物資の確保について、すべてを市で備蓄することには限界があり、今後も物資調達協定の拡充や羽曳野市、田辺市との災害応援協定等を踏まえた備蓄対策の推進に努めていく。

**問** 東竹田町の拠点施設の整備状況及びその活用方法は。

**答** 仮称で檀原市消防団拠点施設整備工事として進めており、建物本体工事及び場内の造成工事は完了し、竣工検査の準備中で、周辺整備工事は竣工検査が完了した。残る25年度の事業として舗装工事を進めており、場内は入札が終わり工事着手に向けて準備を進めている。周辺整備舗装工事も現在入札準備中である。全工程を8月中旬には終え、9月29日には竣工式典を執り行う予定である。また、活用

法であるが、平常時には消防、防災、防犯に対する意識の啓発やこれらに関する研修、訓練等の事業を行い、自主防災組織のリーダーの育成といった目的も有しており、檀原市消防団との連携を図り、地域での安全・安心な暮らしに寄与していきたい。さらに災害時にはこの施設が檀原運動公園を補完する災害対応活動の拠点機能を有しており、周辺の市の施設とも協力しながら、緊急時のヘリコプターの離発着、防災関係機関の活動拠点となり、近隣市町村でも活動支援等の展開が見込まれる。

**問** 避難場所や学校の耐震化の進捗状況はどうか。

**答** 本市では小中学校の体育館や公民館など42の施設を避難所として位置付けており、耐震化については、旧耐震基準で建設された27カ所の施設を対象とし、小中学校の体育館を優先し、補強工事が必要であると診断された小中学校18校の体育館を含む19施設すべての補強工事を完了した。本年度以降は公民館等の施設について随時進めていく。学校施設は、非常時には地

域住民の避難所となり、防災拠点として重要な役割を担っており、平成18年度からは耐震補強工事に特化している。平成20年に地震防災対策特別措置法が一部改正され、幼稚園の耐震化も義務付けられ、幼・小・中すべての施設の耐震化を平成27年度に終えるよう事業を推進している。本年4月1日現在の学校施設全体の耐震化率は85.4%であり、今年度は小学校3校と中学校1校の耐震工事を予定しており、本年度末における耐震化率は90.1%となる予定である。今後も残る校舎の耐震化に取り組み、児童生徒が安全で安心して学習できる環境を提供し、また地域の避難所としても安心できる学校施設を目指していく。

なお、耐震化の点で、以前より問題とされているものが非構造部材に関するものである。この部材の耐震化についても、東日本大震災の検証から緊急提言がなされ、各界からの強い要望がある。本市では学校の耐震化と大規模改修を並行して行ってきた経緯があるが、平成18年度より特に校舎の耐震化を優先してい

る。全学校において耐震化をまず改善することが、学校、保護者の願いであるので、これをまず早く完了させたい。効果的な投資を考え、本格的な非構造部材耐震化については、現在中断している大規模改修工事に合わせて行っていきたい。それまでの間の対応については、文科省指針に基づき日常点検を学校のほうで行ってもらい、緊急を要する場合には即対応するなど、安全確保に努めたい。

**問** 避難所のニーズに応じたきめ細かい配慮が必要であり、例えば、アレルギーを持つ赤ちゃん用の粉ミルク等も新たな必需品であるが、これらの備蓄についてはどうか。

**答** これまでの計画に加えて検討する必要がある。物資調達協定を各種団体、企業と結んでいるが、その拡充もあわせて、きめ細かな対応を考えたい。また、5月末に政府のほうで南海トラフに関する報告があり、その中で自助の部分として7日分の備蓄を勧めている。この啓発もあわせて、今後進めていく。

**問** 橋梁等ハード面の整備状況は。

**答** 今後、多くの橋梁が急速に高齢化していくことが予測され、修繕方法を事後保全型から予防保全型に転換し、安全で信頼できる道路橋の確保と、修繕コストの縮減及び必要予算の平準化を目的とし、「檀原市橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。この修繕計画に基づき、順次取り組んでいく。また、体育館施設については、曾我川緑地・香久山体育館ともに新耐震基準に基づいて設置されている。

**問** 災害が起きた際には、備蓄物資の搬送ルート確保が重要な課題となる。本市の管理する橋は、20年後には約6割が高齢化橋梁となるが、整備の必要なものが全体で幾つあるのか。また、整備計画は。

**答** 檀原市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、今年度は幹線道路にかかる2橋について詳細設計を行い、来年度着工予定である。市内には約400の橋梁があり、このうち市道、重要路線に架かるものの中の91の橋梁を対象として策定している。今後この修繕計画に基づき、修繕を実施していきたい。

**問** 久米町の桜川の暗渠につ



いて、構造物は築70数年が経過しているが、現在の設計基準に適合していないのでは。コンクリート擁壁、床版が崩壊すれば道路としての機能を失い、家屋への被害も考えられる。早期の対策が必要では。

**問** 昭和15年頃に施工されており、今の基準に適合しない可能性もあることを踏まえ、今後道路としての機能が安心・安全に確保できているかを早期に調査し、その結果により対応策を検討したい。

**答** 91橋のうち、1年に2橋程度しか修繕しなければ、すべてが完了するまでには長い年数を要するし、次の修繕のサイクルがやってくるのではない。維持管理は橋梁だけではなく、費用と人が必要であることは理解しているが、車社会において、老朽化や地震などで橋梁が崩落すると甚大な被害が想定できるので、そうならないように安全・安心の確保のために、できる限り多くの予算と人の充当をすべきでは。桜川の調査についても、ぜひとも今年度中に取りかかってほしい。耐震性、耐久性に非常に問題があり、



(仮) 橿原市消防団拠点施設

市民の安全に大きく関わることであるので、9月補正予算で対応してもらいたい。市長の、安全・安心を最優先に市政に取り組むという意気込みを聞きたい。

**答** 桜川の暗渠については、現在までの長い年月の中で、その劣化に関して、早く調査しなければならぬと思う。至急調査に入りたい。また、橋梁の老朽化についても、それぞれの橋の利用頻度やどれぐらい安全性に心配があるのかということも考えて、優先順位をつけていかなければならない。これからしっかりと調査し、そして橋梁一つ一つをしっかりと見直したい。

一般質問  
高橋圭一  
(第16期新人議員の会)

教育現場での体罰

**問** 大津市の中学生の事件、そして大阪の桜宮高校での体罰事件をきっかけに文科省よりあった通達や実態調査の要請はどのような内容で、どのような報告をされたか。

**答** 県を通じて教育委員会に実態把握の調査依頼があった。平成25年2月13日付でアンケート調査の依頼があり、これに対して3月末に回答。調査対象期間は平成24年度の末を対象としており、小学校、低学年、中・高学年、中学校、高校と4つに分かれていた。設問内容は、体罰を受けたことのある、なし。また、ある場合はいつ誰に、どこでどんなことをどれぐらいされたか、どんな傷を負ったか。また、その後の体調などを聞いている。保護者や教職員にも同様の調査を行っている。本市としては、体罰1件、そして行き過ぎた指導と言われる

もの4件を報告した。いずれも大阪市の事案以前の案件である。

**問** アンケート調査によりわかった件については具体的にどのような対応をしたか。

**答** 校長が当該教諭を強く指導し、また事案によっては県と市の教育委員会として、し

かるべき処分等を行っている。今までも校長会等を通じて周知徹底を図っていたが、今後も機会をとらえ、研修への参加なども促していく。なお、県においても、今後体罰防止のためのマニュアルの作成などを検討しており、それらの活用を図っていききたい。

**問** 本市では過去に暴力事件で処分を受けた指導者はどれだけのいるのか。

**答** 平成20年度からの調査により把握しているのは、いずれも体罰によるものであり、6件ある。

**問** その方々はすべて現場復帰しているのか。

**答** すべて現場復帰している。

**問** 教育委員会として、中学生のクラブ活動のあるべき姿について教育長に聞きたい。

**答** 教育の目標は学力の向上、豊かな人間性の確保、心身の

健康である。その中で、正規の授業だけではなし得ない面を確実にするためにクラブ活動が存在しており、コミュニケーション力の育成や、チームワークを学ぶことができる。スポーツには勝者と敗者がつきものである。勝って相手を思いやり、そして負けて挫折をして、挫折にくじけない人間をつくるという大きな要素がある。何よりも努力をすることの大切さを、身をもって教えてくれるものがクラブ活動であると認識している。

**問** クラブ活動の指導者は、基本的には中学校の体育の先生等が顧問という形でしていると思うが、土曜、日曜などに指導される場合の休日手当はどれぐらいの金額か。また、現場の指導に対して管理職はどのように対応しているか。

**答** 実費は支給されるが、休日手当は支給していない。ただし、県から、部活の手当は給与と別にある。また、実績のある指導教諭には口を挟みにくいという風潮があるように言われているが、指導と体罰は別問題である。管理職には、毅然と対応するよう校長会、教頭会、生徒指導部会等



を通じて周知しており、それは実行されていると認識している。

**問** 県からの手当ての金額は。

**答** 把握していない。

**問** 指導者がいないために部活が存続しないということがよくあるかと思うが、そのようなときに外部に指導者を委託しているという例があるかと思う。本市の中学校では、どれだけの方へのどのような目で委託されているか。

**答** 6名の外部指導の方に委託している。畝傍中学校で剣道、八木中学校でカラーガード、大成中学校で剣道と陸上、光陽中学校でソフトテニス、檀原中学校で女子バスケットボールである。

**問** 外部指導者への報酬は。

**答** 1回につき3,500円。本年度は270回分の94万5千円を計上している。

**問** 本市が間接的に助成しているスポーツ団体はあるか。

**答** (社) 体育協会から各団体が大会に参加する助成費として支出されている。小中学生のスポーツ団体数は、体育協会に加盟団体として登録されている34団体の下部組織にある10団体、それと檀原市ス

ポーツ少年団の21団体がある。また、大会の運営に対して直接補助をしているのが市学童軟式野球大会と市少年野球選抜大会の2件である。

**問** 大阪の桜宮高校の事件や柔道ナショナルチームにおける暴力行為を踏まえて、日本体育協会や文部科学大臣から県を通じて本市体育協会へ、スポーツ指導における暴力根絶に向けて、関係者に対しての指導徹底及び周知の通達があったようである。本市体育協会は各加盟団体への周知は図られていると思うが、その後のことはどうなっているか。現場の運営について非常に気になるのであるが、これは市の管轄なので市がやらなければならないのでは。また、例えば少年野球チームにおいて、暴力や暴言が幾つかあったと聞いているが、このような外部活動に対してのチェック機能はあるのか。

**答** 文部科学大臣からの通達については、体育協会に確認したところ、各加盟団体にはあったようである。しかし、このような重要な通達については、体育協会のみでの対応では不十分であると考え。ま

た、チェック機能について、体育協会には事業補助金を支出しており、決算報告や事業報告を受けている。しかし、体育協会の育成団体であるスポーツ団体の活動、指導、監督等については体育協会に委ねている現状である。各団体の指導については、チームのOBや保護者等の場合が多く、ほとんどがボランティアで指導に当たっており、講習会の義務付けはされていない。スポーツ少年団については、講習会を受講した認定員の資格を持つ指導員がいることが義務付けられている。以上のように、指導方法の細部まで規定はされておらず、指導者を監督、管理する組織も確立されていない。本市としても、教育委員会、体育協会と情報共有を図り連携を取りながら、積極的な取り組みを進めたい。

**問** 外部の指導者に対しての指導者研修を実施することはできないか。市長の考えは。

**答** 子どもたちが一定の規則の中でスポーツを覚え、そしてそれに興じて喜びを感じることはあると思う。子ども一人一人、感性が全然違う。

指導者が、これをしたらペナルティだというものを子どもたちに押し付けることは非常に不幸なことである。難しいことだが、あれはいけない、これはいけないと言ってしまうと、何もかもが手かせ足かせになってしまうような気がする。なので、私の思いからすると、余り適切な指導とは思えない。指導者に対しての啓発運動のような講師応援等々はもちろん大事であり、実施していかなければならないと思う。



少年野球大会

### 市内女子生徒の転落事故

**問** 3月に発生した事故について、報道機関が当該中学の生徒に、いろんなインタビューをしたと聞いている。二次被害というものもある中で、

抗議をしたと聞いているが、その事実について聞きたい。

**答** 直接取材行為が行われたことは、教育環境に多大な影響を及ぼすという観点から、6月10日付で記者クラブへ取材について、生徒たちに直接行うことは謹んでいただくよう申し入れを行った。

**問** 第三者委員会を設置する際は、資料をきちっと精査して、真摯に向き合い、公平に判断できる、偏った弁護士とかではない委員を選んで、誠実な対応をしていただきたいが、市長の考えは。

**答** 第三者委員会設置に関しては、教育委員会側に少し戸惑いがあったのも事実であり、設置が遅れたことについては、遺族とも話をさせてもらった。ただ、設置に関してのいろいろな要望をいただいたが、それは教育委員会側で第三者委員会を立ち上げさせてもらう旨を明言させていただいた。特に大津での事象等々との比較もあると思うが、本市としてはしっかりとこの事象を受け取り、そして自分たちの思いを自分たちの中で教育委員会とともに精査し、公正公平にこれを明解にしていきたい。



一般質問  
宇佐美 孝二  
(第16期新人議員の会)

情報開示

**問** 財務内容の開示について、説明責任とその責任を果たしたとされるのはどういう状態であるかを聞きたい。

**答** 税金をいただいで市政運営しているの、その内容についての開示責任があることは心得ており、本市ホームページにおいて、予算情報、決算情報、決算カード、公会計による財務4表、財政健全化指標等を公開している。本市の財政状況を市民、また議員にできるだけわかり安く伝えるために資料、分析結果等をただ公開していくべきかについては今後も引き続き研究を続け、できる限り情報開示に努めたい。

**問** 例えば、上場企業では財務諸表は株主や投資家のために作られている。市としては、誰を対象としているか。

**答** 市民のためであり、市の財政状況をできるだけわかり

やすく知っていただくために、広報かしはら、ホームページ等で公表している。

**問** 現在の財務会計システムでは、年度推移の確認もできず、予算書も読み取りにくい。今後、複式簿記や固定資産台帳等をしつかりつくっていくようなものに更新すべきではないか。

**答** 現在使用しているシステムは、平成19年度の予算編成のときから導入しており、システム見直しの検討をしている。新システムの選定条件としては、経年比較、例えば3カ年比較等が可能なシステムに変更し、情報提供に対応できるように検討したい。また、固定資産台帳は昨年作ったところであり、現在更新している段階である。



固定資産台帳

保

育

**問** 保護者が働いているとか病気であるとか、何か事情がある場合に限り、保育園に通えるという条件がなされているようだが、それら保育要件を緩和していくことはできないか。

**答** 保育要件については、国の条件によるので変更は難しい。ただ、部分保育、いわゆる短時間保育についてであるが、市立保育所2園と私立保育園2園において、保護者の就労にかかわらず一時預かり事業として実施しており、様々な保育ニーズに応えられるような形で施策を進めている。今後、保護者のニーズの把握に努めながら検討を加えていきたい。

**問** 児童福祉法の「保育に欠ける」を法律の枠内でもっと柔軟に運用し、入所時期を自由にすることはできないのか。

**答** 入所条件としている「保育に欠ける児童」を緩和することは難しい。

**問** 平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まるが、千葉市では保育に欠ける、欠けないに関係なく、保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づき、一

定の基準を設けて保育をすることを検討するとしているが、本市についてはどうか。

**答** 平成24年8月に施行された子ども・子育て関連3法に基づき、新制度がスタートするので、その法律に基づいて進めていきたい。

**問** その子育て3法の中に延長保育事業があるが、私立保育所には補助金等はあるのか。

**答** 平成25年度県の保育対策促進事業費補助金に定める基準額として、保育所の開所時間のうち8時間を超えて11時間まで延長保育を実施した場合、基本分として1カ所当たり年額45万5千円の補助額となっている。さらに、1時間を超えて30分以上の延長保育を実施した場合、延長時間に応じて延長時間30分で年額30万円、延長時間1時間で13万5千円、延長時間2時間から3時間で21万4千円という形で定められている。

**問** 補助額は、預かる子どもの人数に関わらず一定ということでは、子どもの人数が少なければ少ないほど利益が出る。つまり、経済的、合理的判断をする経営陣だとすると、出来るだけ少なく預かる

うとする。その点について、補助金のシステムが子育て支援にとってマイナスに働いているのではないか。その点調整が必要だと思うが。

**答** 県の補助金とは別に、さらに2時間以上3時間未満の延長保育については、市として月額10万円の補助をしている。ただ、この補助金は、保育士の充実を図ることにより保育需要への対応の推進を促すためである。利用人数に応じた加算を設けることで、各園においてより児童が過ごしやすい環境を整備し、安心して延長保育が利用できるような対応していきたいことから、補助制度の見直しを検討していきたい。

組織統治

**問** 組織はピラミッド型が、一番意思伝達がうまくいく。さらに横の繋がりがあればなおよいと思うが、教育委員会だけ別組織になっている。教育行政に関わる任命権者、給与負担者、服務監督権者は。

**答** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)



というものが、その中で教職員の任命権者は小学校、中学校の場合、県教委となっている。ただし、服務監督権者は市の教育委員会となっている。また、給与は県教委から支給されている。

**問** 地教法の48条に書かれているように、文部科学大臣が県や市に助言、指導ができる。そして、県も市に助言、指導ができる。しかし、市は何もできないということではないか。

**答** 市長の教育に関する職務権限であるが、これも地教法で規定されている。市長の主な権限としては、5つの項目が列挙されており、①大学に関すること。②私立学校に関すること。③教育財産を取得し、及び処分すること。④教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。⑤前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。これらに限定されている。それ以外の部分の責任の位置づけについては教育委員会となっている。

**問** つまり、大津の事故のよくな場合も、市長は法律上何

もできないわけだが、市民は何か出来ると思っているわけで、それについてきちんと説明すべきではないか。

**答** 学校事故の責任は、国家賠償法が適用される部分があり、責任は教育委員会と理解している。しかし、学校教育法によると、学校の設置者は市であるので、事案によっては市長の責任も課されることもあり得ると理解している。事故の内容にもよるが、例えば原因が教職員にあるということが明確な場合には、その教職員に求償するといったようなこともあり、ケース・バイ・ケースである。

**問** 事故が起こった場合に備えて、あらかじめ調査システムを作っておいてはどうか。

**答** 事故の内容にも様々な事案があり、それを想定して第三者委員会のシステム化をすることは、非常に困難である。しかし、例えば国会で可決されたいじめ対策法案、そして文科省で検討されている、都道府県に常設委員会を設置するというような制度もある。そういったこともあるので、国の動向を見た上で検討したい。

**問** 別に条例にする必要もないが、こういう場合はこうするとう、あらかじめ内部の規定があるとうような感じにしておいたほうがいいと思いが。

**答** リスク管理にも対応できるように、市長部局としても教育委員会と連携をとりながら、マニュアル化等も考えていきたい。

**問** 最後に、檀原市の教育行政の最終責任者は教育委員会か市長か、どちらという認識か市長に聞きたい。

**答** 教育委員会の任命権者は私であるので、市長である。



藤原・大和三山など 世界遺産を目指すまち

**問** 本市の美しいまちづくり条例には、ポイ捨てに対する罰則がないままである。いろんな場所です定期的に掃除をしているが、ごみが減っているように思えない。世界遺産になろうとするまちであるなら

らば、もつときれいなまちにしておかないと、諸外国の人たちが来られたときに恥ずかしい思いをすることになると思うがどうか。

**答** 平成17年に美しいまちづくり条例を制定したが、ごみのポイ捨てがどの程度減ったか、数値的には把握していない。ただ、この条例を制定した当初に、定期的な清掃活動を実施し、啓発物品として携帯用の灰皿を配布した。また、啓発看板等も配布するなどしており、一定の効果があったと確信している。不法投棄の量は把握している。

**問** 啓発活動をし、結果どれだけポイ捨てが減ったのか、数字で分かるとこそ、啓発の効果が出たと言える。数字が分からないというのは、仕事をしたことはないのか。ポイ捨て禁止条例に対し、罰則を設ける考えはあるのか。

**答** 昨年、環境総合計画を作成した。この計画の廃棄物の適正の処理の中に、ごみのポイ捨て禁止区域等を定めた条例の検討をうたっている。美しいまちづくり条例にごみのポイ捨て禁止区域の設置を加え条例改正の検討を行いたい。

**問** 環境総合計画の文言では、罰則は10年計画前半の5年以内を目途に実施としているが、世界遺産を目指す目標の平成27年度に間に合わせるべきではないか。

**答** 例えば人通りの多い、八木駅周辺や整備中の24号線の歩道のあたりで実施し、罰則規定を設けることも考えてはいる。できるだけ早く実施したい。

**問** 観光客が訪れる藤原京や大和三山、今井町などの場所は、駅前よりも出火の原因になる木造建築などが多く、火のついたタバコをポイ捨てされては困る。検討は。

**答** 藤原宮跡や大和三山、あるいは今井町などで、罰則規定を設けるとなると、範囲など明確な場所指定をする必要がある、観光客にもわかるような周知が必要となる。本市の構成資産群はかなりの範囲があり、民有地等も一部含まれる部分があり、全体を禁止区域にするのは非常に難しいが、検討の余地はある。

**問** 鎌倉などの状況を見て、本当に世界遺産に登録されるのかと心配する声を多く聞くようになった。明日香単独な



らともかく、本市の景観条例は明日香法ほど強くないので、景観が変わっていく。このままでは外されるのではないのか。例えばコンビニエンスストアであっても明日香村では法により屋根瓦である。岐阜県高山市は法がなくとも景観条例が強く、高山市のコンビニでは、筆で木の板に縦書きで看板を書いてあるものを設置しているものがある。高山市景観計画の項目には「和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする」と、和風調の文言を入れており、屋外広告物は「原則として木製とする」とある。本市の景観条例では、こういったことはうたわれない。特に藤原京から大和三山に向かう方向の景観は大変重要で、いけないうるが、これからどうしていくのか。

**問** 大和三山は、藤原宮からの眺めが万葉集にも歌われた歴史的な風景で、平成17年には国の名勝指定も受け本市を代表する景観の1つと認識している。既に風致地区条例に基づき規制のかかったところは、審査基準を設けて運用している。景観行政団体になつて以降、市内全域で5つのエリアで分け景観計画区域とし、藤原宮周辺については、藤原宮址から大和三山への眺望を意識し、特別に景観形成基準を厳しくした大和三山眺望保全地区に指定し、届け出等に対して指導している。特に藤原宮址の周辺、おおむね500mの範囲は周辺景観保全エリアと称し、ほぼ全ての建築物と工作物に対し届けが必要で、眺望に配慮した建築物や色彩基準等を設けている。その外側の周辺の遠望景観保全エリアや一般地区の自然風致地区保全エリアでも同様の基準で指導しているが、対象を建築面積500㎡以上か高さ10m以上のものに限っている。また、平成24年1月に屋外広告物条例を定め規制を行っており、大和三山・藤原宮跡風致地区を含む特別史跡周辺約100mを屋外広告物の禁止区域に定めている。明日香村を意識し、風致地区や周辺景観保全エリアの拡大など検討する必要があるが、地域住民の理解の上で進めなければならぬと考える。

**問** これからの問うている。環境総合計画には、檀原ならではの歴史的景観の保全に努める、その実施時期は現在と記載されている。今までの取り組みが世界遺産になるために十分だと思うのか、思わないのか。

**答** 市民、事業者、行政、それぞれが歴史的資産を保有しつつ、この自然環境を後世の世代に受け継いでいこうという気運を高めることが一番大事だと思う。風致地区の拡大など検討事項はあるが、地元の方々の理解の上、進めなければならぬと考えている。

**問** 高山市景観計画では、和風調の範囲は広く、すべて自動的に適用となっている。一方、本市の景観計画は非常に弱い。風致地区のエリアの拡大検討など前向きな答えはもたれているが、世界遺産を目指すまじとして、このままで大丈夫だと思っているのか。

**答** 眺望等の問題もあるが、管理計画、特に藤原宮址の管理をどうするかを文化庁等と協議している。最善の努力をし世界遺産を目指したい。

**問** 景観保全エリアを広げるだけでは不十分である。和調を目指すことをうたっては。

**答** 藤原宮周辺部分について

は、明日香村を意識した指導を進めたい。

**問** どこまでの範囲となるかと、世界遺産のバッファゾーンの策定が必要である。保全計画はいつ定めるのか。

**答** バッファゾーンについては、景観保全区域など法律や条例等を参考に、範囲設定をする方向で協議をしている。具体的には、包括管理計画を登録申請するまでに示さなければならぬ。今、県を中心に構想策定中である。

**問** バッファゾーンのエリアが決まってくると、行政がすべきことはたくさんでてくる。例えば耐用年度に応じて更新するときに、ガードレールを茶色や偽木で作るなど、和調、大和心、自然素材などを意識すべきである。電線の地中化も考えるべきと思う。エリアの指定は必要と思うが考えは。

**答** 公共物のガードレールなどに景観に配慮した部材を使うことは好ましく、施設の更新時には周辺と調和のとれた部材を使用するように努めた。電線類の地中化は、県全体で関係者による協議会で位置づけをしており、今井町や

八木駅周辺で事業を進めている。それ以外は、まだ位置づけはされていない。藤原宮周辺については、当面は電柱の美化に努めたい。

**問** 大和高田バイパスを檀原方面へ向かって走ってくるときに、電線・電柱が目立つが、看板あるいは建物など既存不適格に対する取り組みは。

**答** 現行の法律に則すよう指導していきたい。

**問** 世界遺産を目指すには地上を綺麗にするだけでなく、藤原宮などの地下遺構の貴重さを知ってもらうことが必要だが外国人の方に日記を読んでもらうのは難しいだろう。しかし、藤原宮を作った持統天皇は、百人一首にも出てくる天の香具山の歌もあり、非常に知名度が高い。持統天皇を題材にした漫画もある。これをアニメ映画にしていけば世界にアピールしやすいのでは。また、大阪の歴史博物館では、AR技術(拡張現実)を使いタブレット型の端末で難波宮を地面の上にあるように見ることが出来る。本市も取り入れては。藤原宮跡で、藤原京の在りし日の姿を見てもらいたいと思うが、どうか。



**答** 地下遺構の見せ方は、世界遺産の専門家会合でも指摘があった。イコモスの委員は、藤原京資料室や奈文研の研究室や明日香資料館などで、本体精密模型の陳列を駆使した展示内容について非常に高く評価している。バーチャルリアリティなど視覚的に装置について前向きに検討したい。また、ガイダンスの方法や専門のガイドの充実なども積極的に検討したい。

**問** 全権限を背負う市長の考えは。

**答** 今年2月にイコモスの役員3名が飛鳥・藤原を視察に来た。そこで普遍的な価値は間違いないということは聞けたが、世界遺産にとしてふさわしいものだが、眠っている宝物をどのように維持管理し守っていくのかという部分がある。まだまだもう少しできていないという感覚を持った。世界遺産が最終ゴールではなく、このすばらしい宝物をみなに知ってもらいたい、日本がここから始まったということを感じ、わかっていたことが一番の目標である。可視化やコンピュータグラフィックも含め、良いものをつくっていき

たい。世界遺産を目指した取り組みを今後も続けたい。



藤原宮跡からの眺望

一般質問  
西川正克  
(日本共産党)

八木駅周辺整備

**問** 市長は3月議会の施政方針で、八木駅周辺整備について大和八木駅南の1,100坪の市有地活用を図るため、民間事業者へ対話型の市場調査を行い、宿泊・商業・本庁舎機能の移転による合築も含め、どのような土地活用や都市機能展開ができるか検討すると述べている。5月に都市開発特別委員会が開かれ、1,

100坪の土地活用において市場調査の結果に基づいた上で、市の考えを打ち出した。建物に市役所機能が入るスペースとして、1万〜1万2千㎡を考えているとのことだが、市役所機能の7〜8割が移転となり、文字通り市庁舎が八木駅南の市有地へ移転することになる。平成20年4月に新庁舎建設庁内検討委員会を立ち上げ、22年10月までに6回、平成21年10月に有識者委員会を立ち上げ、22年11月までに4回の会合を重ね、22年12月に新庁舎基本構想がつくられたわけだが、そこでは新庁舎の建設候補地は現庁舎敷地を基本として検討を行うとなっている。今回の八木駅南市有地への庁舎機能の移転は、基本構想からの明確な方針転換となると思われるが。

**答** 平成20年1月に八木駅前市有地活用検討委員会で、ホテル誘致を中心とする市有地の活用について、民間事業者提案を受けるといったことが適当との提言をもらっている。5月に市庁舎の建設について、市民アンケートを実施した。そこでは将来の庁舎建設は、総合的な窓口機能、環境設備、

防災機能の強化が求められ、建設場所は、駅周辺など公共交通の利便性の高い場所、近鉄八木駅に近い場所などとなっている。八木駅前南市有地にPFI事業で複合施設を建設することは、民間事業者のノウハウ等により市民のニーズに適合した事業の実現を図れるものと考えている。また、基本構想の中には、市民自治の拠点機能、市民サービス機能等が盛り込まれており、方針転換を図るものではない。ただ、基本構想には1,100坪の市有地は、敷地面積が狭小なため現庁舎跡地がよいのではという構想があったが、現庁舎場所建て替えとなると仮設庁舎が必要で、工事費も割高で工期も長くなる。また、八木駅前市有地の高度利用が31mから45mとなったので、公共交通の利便性がよい八木駅南市有地に一部移転する計画で進めている。

**問** 今回1万〜1万2千㎡で移転を考えているとのことだが、面積から見ると市役所機能の大部分が移転となり、一部移転とは言えない。平成22年12月につくられた新庁舎基本構想では、候補地は現庁舎敷

地と結論づけている。方針を簡単に変えるのか。庁舎建設の基本計画策定委員会などで工法等や基本計画を作るものだと思うが、その時期はいつごろか。また、PFI事業は、民間が資金調達し、市が分割で支払う仕組みだが、契約先の破綻や契約の透明性の問題があり、基本的に反対だが、PFIを採用する場合は、その事業についてPFIを導入すべきかどうかをまず判断する必要がある。導入可能性調査の結果、PFIは不採用という結論に達する場合もある。PFI導入可能性アドバイザーの選定をし、導入可能性調査を実施したのか。

**答** 東北で大震災があり、また、南海トラフについての様々な話がある中で、早期建て替えが必要と判断した。前回候補に挙がっていた1,100坪の市有地は、敷地が狭いという課題があったが、高さ制限を緩和したことから容積率等を勘案すると、十分移転の可能性が出てきた。昨年12月から今年3月まで公募による市場調査を行い、その中で、庁舎・宿泊・商業機能を

合わせ持った複合施設建設の



導入の可能性について、応募事業者から確認している。調査結果は、5月13日の都市開発特別委員会で報告しており、今後正式に公表したい。

導入調査に対する外部コンサルタントやアドバイザー選定は、活性化検討事業でコンサルに頼むと同時に、市有地活用検討委員会の委員にはPFIの会長や事業にたけた弁護士もおり、助言を得ながら進めている。他の事業手法との比較でも最適であることが確認できたため、PFI事業で実施する方向で考えている。

また、導入するホテルの機能について、改めてマーケティング調査をする必要がある、アドバイザー契約を締結し、まず実施方針を公表できるようにしたい。

**問** 5月の特別委員会では市場調査は示されたが、事業範囲・方式、資金調達や概要は示されていない。また、PFIの可否判断はどこがしたのか。

**答** 市場調査の中で可となったが、活用検討委員会に諮り、議会へ提示したい。また、総額で70〜80億円かかると思われる中、起債を75%活用すると、残り20億程度現金が必要

で、これらも踏まえPFI事業で考えている。

**問** 事業を進める上で、アドバイザーの活用があるが、その方が当該事業に応募、または参加しようとする民間事業者のアドバイザーとなることは、利益相反の観点から不適切とされているが。

**答** アドバイザー業務の発注条件に、受注業者はPFI事業の構成企業となることはできないという条件をつけている。

**問** 東京都小金井市や町田市は、PFI導入可能性を検討した結果、従来の公共直営方式を採用した。PFIは大企業主導になるが、従来の方式なら地元企業への配慮はしやすい。また、応札が1社など少なければ競争原理が働かず、PFIの有効性はなくなるが。

**答** 京都市左京区の総合庁舎などPFI事業を採用しているところもあり、一概にどちらが良いか悪いかは言えない。地元企業の配慮として、代表企業になるのは難しいが、協力企業として参画や地元に着した事業提案等は可能と考えている。競争原理に

ついては、対話の段階だが8社程度が参加する意志を示しており心配していない。



八木駅南 1,100 坪

## 檀原市の公共交通

**問** 市の南西部の公共交通の空白地帯をどうするかについて、3月議会で取り上げられ、答弁しているが、その中で、新規路線をもう一度計画したいとのことであった。その後どうなったのか。

**答** 新規路線は、御所市から市南西部地域の公共交通の空白地帯を通り、現在整備中である新沢千塚古墳群公園施設を経由し、イオンモール、大和八木駅方面に向かう予定で計画している。八木駅からイオンモール檀原までは、既設

の停留所、イオンモール檀原からは、廃線となった観音寺線の旧バス停と御所市コミュニティバスのバス停留所を考えており、高齢者が多い県営住宅などの付近に停留所を設置し、交通弱者の利便性を図りたい。

**問** 檀原市生活交通ネットワーク計画に路線図が記載されている。今、八木駅からイオンモールまでは既存のバス停で、イオンモールから御所市までは旧バス停と言われたが、旧路線は、県住の中を通っていないのでは。少しこの計画とは違うようだが。

**答** ネットワーク計画には運行ルートを記載しているが、あくまでも予定である。バス停等は、公共交通会議で諮り、高齢者が多い団地付近にも設置したい。

**問** 高齢者の孤独死が問題となっている中、県住に公共バスが走り、病院や買い物に行き、外出機会が増えることになれば、孤独死の防止にもつながると思う。川西・県住の中を走るのであれば、そこにバス停ができるのか。市長の考えを聞きたい。

**答** 現状では詰めた話はでき

ない。民間事業者による廃止路線が増える中、地域公共交通会議や県の地域交通改善協議会の中で、新たな試みとして、応分負担を持つという話がある。例えば、イオンモールに市、県も含め公がターミナルを持ち、ハブ化することで様々な路線がつけられるのではないかなど、県と共に進めている。市内の南西部においては廃止された路線が多く、路線をうまくつなげる方法がないか、公共交通会議を中心に取り組んでいるところである。

## 一般質問 廣井 一隆 (第16期新人議員の会)

### 国民年金保険料 後納制度

**問** 国で国民年金保険料後納制度が開始されたが、本市としてこの制度の周知、広報はどのようにしているのか。

**答** 年金確保支援法施行に伴い平成24年10月1日から27年9月30日までの3カ年に限り過去10年間の国民年金保険料



を納めることが可能になった。日本年金機構は、後納制度の利用が可能と思われる方に対し、納付可能延長のお知らせ文を送付している。本市としては、制度改正の利用者が拡大することを期待し、窓口ではリーフレットを設置し、積極的に相談に応じている。年金事務所と連携し、市の広報に掲載するなど広報活動の強化に努めている。

**問** この制度を利用することで、無年金や低年金状態から受給資格者になると見込まれる方の人数を市は把握しているのか。

**答** 所管する桜井年金事務所から日本年金機構に対し確認をしてもらったが、市町村別の数字は把握していないとの回答であった。年金業務に携わる立場として把握する必要がある旨を伝え、年金事務所へ要請している。また、平成25年4月末で本市の20歳以上の生活保護受給者は1,115人、そのうち年金受給者は423人、残り692人の中に現在無年金または将来無年金になる方がいる。できるだけ無年金や低額年金の方が発生しないよう、今回の後納制

度や納付困難な方の保険料免除等の利用など、市民課や生活福祉課等と連携し、指導や相談に応じたい。

**問** 現在の経済状況で、過去10年にさかのぼって支払うことができない方は、過去の経済状況もよくなかったはずで、それゆえ無年金になっていると思う。常に低所得世帯や苦しい生活をしている方への救済策等、市独自の対策は。

**答** 本市では年金保険料の後納等を補うために一時的な資金を貸し付ける制度はない。

**問** 東京都千代田区などでは、区民限定で、金額の上限を設定し無利子で貸し付けを実施している。本市も愛のある救済策を考えてはどうか。

**答** 本市独自の制度はないが、県の社会福祉協議会が取

**年金制度が改正されます!**  
国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ  
平成24年度(予定)から3年間に限り  
● 納付可能期間を10年間に延長します

● 現在、未払いの国民年金保険料を納められるのは過去2年分までですが、この制度の施行日(※)から3年間に限り、過去10年分まで納めて納められるようになります。  
※ 平成23年度(平成24年度)の納付済みの日(※)によって異なります。  
(注) 原則、国民年金を納付しているのみに限ります。  
● 3年度以上納付して保険料を納付する際は、加算金がかかります。

平成23年9月10日より

● 第3号被保険者が届出忘れにより受け取れなかった年金(※)を受給できる場合があります。  
※ 国民年金受給権者が届出忘れにより受け取れなかった年金(※)を受給できる場合があります。

国民年金保険料後納制度リーフレット

### 中和広域消防本部 周辺の道路

**問** 中和広域消防本部周辺の道路事情について、市としては現状をどのように思っているのか。

**答** 周辺には市の広域避難地である運動公園がある。そういう状況の中で、北側部分は高田バイパス側へ2車線にて暫定供用開始されているが、南方面へは現状では、県道見瀬五井線が主要な道路と認識している。

**問** 北側の道路は道も広く整備されていると思うが、南側の方は整備が遅れているように感じる。消防本部から御所市方面に向かう際に利用される道路は、急に曲がっていたり、狭くなっていたり、また、自動車同士の対向が厳しい場所もある。対策は。

**答** 県道見瀬五井線は、幅員が4〜5m前後の狭隘な道路である。檀原神宮西口駅の付

近を通るが、消防車や救急車等の移動としては、厳しい道路と認識している。今は限られた幅員の中で、路側帯の白線処理、また、警察と協議し規制標識等の対応をしている。

**問** 市民の安全を守る消防車や救急車が、北と南の道路整備の状況によって出動から救助までに時間的な差ができるのは憂慮すべきことだと思う。この差に対する市の考えは。

**答** 緊急車両等の円滑な通行という意味では、南側は非常に厳しく、多少なりとも時間がかかる道路と認識している。

**問** 消防本部の横にある檀原運動公園は、防災広場で、周辺住民だけでなく広域の方も避難できると聞けが、避難する道そのものが分りにくく、夜避難するには暗い。周辺や市内に居住されて1年未満の方でも理解できるように標識等の設置は考えているのか。

**答** 檀原運動公園は広域避難地で、火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に避難できる場所と位置づけられている。指定避難場所である小中学校へ行けず、運動公園に避難される方もいると思われる。家

屋の倒壊からの避難もあるの

で、特定のルートを避難路として指定するのは災害の発生状況によっては危険であったり、混乱を招く恐れがある。特定の道順を示すより運動公園が広域避難地であるということを広報していくことが重要と考えている。今年度の檀原運動公園の整備工事で、広域避難地である旨の看板を掲出する予定である。

**問** 公園の側に備蓄倉庫があるが、倉庫の横には一時避難場所になる、場合によっては仮設住宅も建てられるよう広場を空けていると聞けが。

**答** 災害時には、その場所では仮設住宅の建設を考えている。

**問** 公園には緊急時にヘリコプターの発着場として使用する広場があると聞けが。

**答** サッカーなどで使う多目的グラウンドの東側を緊急時の離発着場としている。

**問** 避難時には南側の道路の使用も考えられ、重要度は高いと考える。消防本部から川西町、千塚周辺まで、県道を試案計画していると聞けが、現在の状況は。

**答** 檀原高取線は、現在、県が高取町域で一部事業着手



し、暫定2車線、延長約1.4kmを供用開始しているが、県は将来交通量減少を推測するなど、4車線の高規格道路としての廃止も含め見直すことを公表している。しかし、県道戸毛久米線交差点より北は、本市が都市計画道路千塚公園線として昭和56年に計画決定し、幅員12mの2車線道路で榎原運動公園の事業とともに進めてきた事業であり、近鉄南大阪線より北の部分は、大部分用地買収済みである。計画変更に伴い、榎原高取線と榎原運動公園との間約1ヘクタールの土地を道路計画と合わせるため、公園事業として拡張し整備してきた。広域避難地、緊急車両の円滑な移動等考えると道路としては不十分であり、南大阪線との幹線道路との交差が必要と考える。

## 子宮頸癌ワクチン接種の広報

**問** 6月15日、新聞紙上に厚生労働省が接種の推奨を一時見合わせるがあった。子宮頸がんワクチンの予防接種が定期接種になったのは、今年4

月からで、わずか3カ月ほどのことだが本市の状況は。

**答** 平成23年度より中学生女子を対象に任意接種として助成制度を開始し、24年度からは高校1年生女子までに対象を拡大し1割負担で接種できるようにした。平成24年度末の接種率は74.8%である。25年度から定期接種となったが、6月14日に厚生労働省でワクチン分科会副反応検討部会等の合同会議が開かれ、副反応の審議が行われた。ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、厚生労働省から当分の間積極的な勧奨を控えるよう県を通じ連絡があり、それに基づき対応している。

**問** この予防接種は、がん化するのが一番多いというヒトパピローマウイルス16型、18型に劇的な効果があると分かっているが、アレルギー反応や重篤な急性散在性脳脊髄炎などの副反応があるといわれている。リスクを考えると、接種年齢から見て対象者本人が決めるのではなく、保護者が決めるべき年齢になっていると思う。接種年齢を引き上

げるほうが理にかなっているのでは。また、注射を打つ際に、医者は、説明し同意を得る義務があるが、市として医師会に今までのどのように説明してきたのか。

**答** 子宮頸がんの原因となるウイルスは性交渉等で感染するため、その前の接種が効果的で若い世代への接種が推奨されている。保護者と共に自分の体のことを考えるきっかけになり、国の勧める年齢について引き上げを要望する考えはない。また、接種する医師や医療機関には毎年3月に実施する医療機関説明会等で説明し、地区医師会とは予防接種の検討会を開催し、安全でスムーズに予防接種が実施できるように協議し、各会員へ周知してもらっている。

**問** 子宮頸がんウイルスの感染経路は主に接触感染と言われているが、予防教育と検診が重要と考えるが本市の認識は。また独自の対策は。

**答** 非常に重要と感じており、各小中学校で命の授業を実施し、子宮頸がんを含め、体を大切にすることなどについて医師に話をしてもらっている。また、案内には「子宮

頸がん予防Q&A」のチラシを入れ、日頃の検診の必要性も啓発している。

## 障がい福祉

一般質問  
竹森 衛  
(日本共産党)

**問** 図書館を利用するにあたり、視覚に障がいのある方のために対面朗読室においての図書朗読サービスや、身体障がい者に対する郵送貸し出しサービスの実施計画を立てているが、点字などの資料の収集や提供など、図書館を利用する際のサポート体制はどの程度進めているのか。また、教育委員会が発行している、点検及び評価の報告書には、こういった部分については明記されていないが。

**答** 視覚障がい者向けの図書類として、大活字本や点字図書、またCDなどの録音図書を留意し、利用いただいている。郵送貸し出しや対面朗読サービスも実施し、読書を補助するための拡大読書器など

の貸し出しや、車いす用の閲覧機の設置も行っている。また、書庫の間隔を広くし、車いすやベビーカー等を利用される方が、快適に利用できるように努めている。教育事務点検評価に図書館の障がい福祉サービス等の記載がないことについては、今後、調査に記載し、助言を受ける部分があれば改善したい。

**問** 障がい者の方へ対応する専門の担当官はいるのか。

**答** 専属職員は配属していないが、サービス利用については職員が把握し対応している。

**問** 読むことに困難のある方への資料提供への有効な手段であるデジタル録音図書やネットワーク再生機など、情報通信技術を重視し、環境整備を整えるべきと考えるが。

**答** デジタル録音図書であり、デジタル録音が普及してきており、これを活用していく上で、データ等を提供するネットワーク組織であるサピエ図書館のデータ利用や、点字図書やデジタル録音図書を提供している奈良県視覚障害者福祉センターなどの施設との連携が有効な手段であると考え。先進図書館のデジタル図書の



活用状況等も含め環境整備の調査をし、検討したい。

**問** 難病患者に対する福祉サービスについては、4月から大きく変わり、障害者総合支援法の施行により、障がい者手帳のない難病患者も一部対象となるが、どのような方が対象となるのか。また、申請方法の改善や周知の方法のあり方は。4月以降、窓口では何名申請されたのか。

**答** 4月から障害者総合支援法に定める障がい児、障がい者の対象に、新たに「難病等」が加えられ、障がい福祉サービスや相談支援、補装具費の支給が対象となった。4月以降、当該難病等による補装具費や障がい福祉サービス等の支給の申請はないが、問い合わせは数件ある。

**問** 現在130の疾患が難病の対象となっているが、難病患者を行政が把握するには困難な面がある。難病患者への助成制度として、パルスオキシメーターや日常生活用具や車いすなどの利用があるが、周知徹底不足により利用が広がっていない。法が施行されてからどんな手立てをとったのか。

**答** 130の疾患のうち、56疾患については既に特定疾患として特定疾患医療受給者証が発行されており、医療費助成を受けることができる。この受給者証は、県の桜井保健所で申請され、そこで情報提供があるが、これだけでは広報不足で、今後、広報かしはらやホームページ等での啓発を考えたい。

**問** 医療費の助成について、難病新法が検討されているが、難病の方々には運賃の割引等の利用は適応されず、雇用率制度の対象とはなっていない。障がい者の福祉医療の応益負担を撤廃して無料化を進める障害者総合福祉法を実現すべきと考えるが。

**答** 現状では考えていない。  
**問** 精神障がい者の方への医療制度の助成について聞くが、共同作業所全国連絡会が調査した生活実態調査では、2人に1人が年収200万円以下という結果が出ている。本市の精神障がい保険手帳の交付者数は一昨年度まで430名で、精神通院医療に対し公費負担を適用しているものの利用者への負担は大きい。利用者負担はなしにすべきであり、

市に対し要望も出ている。全額市負担となるとどれぐらいの財政負担となるのか。また、精神障がい者の方の医療費負担を軽減するための考えは。

**答** 先進地の国保の医療費から見て、本市では4千万円から1億円程度の費用がかかる。試算しているが、財源的には厳しい。県にも同様の要望が出されており、県と各市町村とも協議を重ね対応したい。

**問** 市長は、雑誌の檀原市の特集の中で「一歩足を踏み出して手を差し伸べ、説明し足りないところはもう一度出直す。その努力を惜しまない行政を目指したい」とコメントしているが。

**答** 全てにおいてその姿勢で取り組んでいる。障がい福祉について、全てが満足できるものではないが、一歩踏み出し、将来につなげていく施策を考えているところである。

### 千塚古墳周辺整備計画

**問** 総面積約25.3ヘクタールで、観光振興に寄与する都市公園、世代間の交流を深め健康づくりの場として位置づけ、総事業費27億8千万円

をかけ平成28年度を目途に事業を進めているが、健康づくり・学习交流拠点施設などへのアクセスの方法について聞きたい。近年、高齢により免許証の更新をせず、返還する方が増える中、県道戸毛久米線の歩道の整備は避けては通れない。檀原神宮前駅西出口から約2kmの間のカーブしている箇所や、川西町の交差点の改善などは急務である。具体的にどのように歩道整備を進めるのか。

**答** 県道戸毛久米線の歩道部分の特に檀原高校入り口から川西町交差点までの約800mの区間について、川西町の交差点からクリーンセンターまでの約150m区間は、事業として本線南側を今年度に、北側は26年度に用地買取りし工事を進めたい。その東側のクリーンセンター入り口から千塚団地の西側までの約190mの公園に接する部分は、今年度、市と県との共同で歩道整備も含め道路整備をする。26年度末には約800mのうち約340mの区間は安全な歩道が確保できる見込みである。残りの千塚団地から檀原高校入り口まで460

mは、桜井土木との協議の中で、状況を見ながら優先順位をつけて対応したいとの回答は得ている。

**問** 川西町の交差点は、曲がりにくい危険な交差点である。うまく自転車と歩行者が交差して通れるのか。具体的にどの程度まで話が進んでいるのか。

**答** 県の事業として位置づけられており、邪魔となつてくる電柱等の撤去も含め事業を進めたい。



県道戸毛久米町線

### 空家対策の取り組み

**問** 全国で空き家率が上昇しており、居住のない住宅は79.8万戸、総住宅数の13.9%を占めているが、全国の市町村の83.4%は、実態



把握をしていない。本県の空き家率も15%に近づいている。2011年3月に国交省の住宅局が地方公共団体の空き家対策に関するアンケート調査を行っているが、本市はどのように把握しているのか。

**答** 住宅統計調査の平成20年度版で、本市の空き家率が15%になっていることは認識している。

**問** 空き家の発生で問題視されるのが、倒壊、崩壊、放火による火災など、防火性や防犯性の低下である。また、ごみの不法投棄などで市民生活を脅かす事態が多発し深刻化することもある。綿密な実態把握に着手すべきと考えるが。

**答** 防犯や環境、また景観上、いろいろと問題化しつつあることは承知している。相談があれば、所有者に建物の維持保全のお願いや指導をしている。

**問** 昨年4月1日現在で、奈良市を含め全国で54の市町村で独自に適正管理などの条例等を制定している。政府は今年度、空き家の活用、適正管理、除去について、所有者に対する相談体制の整備などを支援する予算をつけている。

空き家の適正管理について、周知徹底や条例の制定など、抜本的な対策に乗り出すべきと考えるが。

**答** 適正条例を設けている自治体でも、あくまで助言、指導、勧告の領域であり、根本的な解決につながるかどうかは、先行し条例化している自治体の実情をまず把握する必要がある。

**問** 所有者からすれば、空き家の解体費用に1軒当たり70万円程度必要で、さらに更地にする固定資産税が一遍に上がり、結果、放っておくということになる。東京都足立区では、老朽家屋の解体工事について限度額を設け助成している。こういった助成制度を担当部で研究していく必要があると思う。市の後期の基本計画では全然触れられていないが、空き家対策に関する考えは。

**答** 後期の基本計画には、低炭素なまちづくりなどについて記載している。住み替えや住宅のリフォームなど中古住宅をうまく使ったまちづくりの整備をしたい。空き家については、しっかりとした調査をしたい。

## 議員活動状況

(平成25年5月11日から7月31日)

### 議員行政視察【政務活動費を含む】

視察日	視察・研修先「件名」	視察者
5月15日～16日	○石川県小松市 ○石川県金沢市 「小松市定住促進支援制度について」 「風致条例について」	建設常任委員会
5月23日	○大阪市城東区 「木材利用推進セミナー2013」	樫本議員
5月24日	○東京都千代田区 「地域優良賃貸住宅制度を利用した定住促進住宅整備PFI事業 事例報告」	樫本議員
5月26日	○市内(リサイクル館かしはらまほろばキッチン) 「観光案内所の戦略的意味」 「奈良を・観光交流をいかに創っていくのか」	奥田英人議員
6月13日	○大阪市北区 「日本経済と不動産業界の未来」	樫本議員
6月23日	○市内(かしはら万葉ホール) 「男女共同参画の中味はどの程度可能か」	樫本議員
7月11日	○市内(かしはら万葉ホール) 「人権を考えるつどい」	樫本議員
7月25日～26日	○島根県大田市 ○島根県出雲市 「世界遺産登録“石見銀山”について」 「出雲市観光基本計画について」	廣井・河合・水本・ たけだやすひこ・植田・ 松木・奥田英人各議員
7月30日～31日	○東京都千代田区 ○神奈川県横浜市 「地域優良賃貸住宅制度を利用した定住促進住宅整備PFI事業 事例報告」 「横浜市産前産後ケア事業」	森下議員

## 行政視察受入

(平成25年4月1日以降)

視察日	市町村名	視察件名	人数
5月21日	愛知県豊橋市議会	・檀原市地震防災対策アクションプログラムについて	1
7月4日	香川県多度津町議会(総務教育常任委員会)	・学校給食の民間委託について	8
7月24日	佐賀県唐津市議会(都市整備委員会)	・景観計画と景観条例	9

議会改革の取り組み（一部紹介）

本市では、平成18年度から議会改革検討会を開催し議会改革に取り組んでまいりました。平成24年3月から議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいます。その一部を紹介します。

（委員会のインターネット中継）

9月定例会から実施予定

現在、本会議場については、インターネット録画・ライブ中継を実施しています。平成25年9月定例会から、委員会室で開催される常任委員会と特別委員会についても、インターネット中継を開始します。

※檀原市議会では、**香典・供花等を廃止**することを申し合わせています。市民の皆様には、ご理解の程よろしくお願いいたします。

インターネット市議会中継

<http://www.city.kashihara.nara.jp/gikai/>

本会議と委員会の様子を生と録画で

檀原市議会では、本会議のインターネット配信をしています。本会議中、傍聴にこられない方も、インターネットで生中継をご覧になれます。また、録画中継は、生中継終了後、概ね1週間後からご覧になれます。檀原市役所ホームページからも、画面左「市議会」をクリックでアクセスできます。



表紙紹介

《伝飛鳥板蓋宮跡》《明日香村》

飛鳥時代を通して、舒明、皇極（後に斉明）、天武、持統4代の天皇の宮である。天武天皇の御世に「飛鳥浄御原宮」と宮号を改めた。そして持統694年飛鳥浄御原宮から藤原宮へと宮を遷す。

《酒船石遺跡》《明日香村》

謎の石像物・酒船石がある丘陵は、天理市で産出する砂岩で石垣が築かれ、その北側の谷底には亀形石槽の導水施設を配する石敷き広場が設けられるなど、水に関わる天皇祭祀空間も展開する遺跡である。これらの構造物は、「日本書紀」が記す「両槻の宮」と「石の山丘」ではなにかと考えられている。



平成19年に「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」がユネスコ世界遺産暫定リストに登録されました。議会ではその構成資産をシリーズ掲載して紹介します。



議員夏のエコスタイルの実施について

地球温暖化防止、環境と共生するビジネススタイルの定着を図るため、5月1日～10月31日までエコスタイル（フーネクターイ等）を実施しています。